

平成 22 年 度

公益法人制度説明会 事前質問回答例

平成 22 年 5 月 8 日

北海道歯科医師会

常務理事 長江 俊一

前提条件

一般社団法人への移行準備を進めておりますが、その前提の下で次の質問をさせていただきます。

Q：公益社団法人においては、社員（当法人の定款変更案では「会員」という名称を使用予定）の要件として「不当な条件」を付してはいけなくなっていますが、当法人の定款で、会員の条件に『日本歯科医師会及び北海道歯科医師会の会員であること』を謳うことは「不当な条件」に当たるのでしょうか？

A：⇒不当な条件に抵触する可能性もあると考えます。

不当な条件に該当しないためには、条件を付することが法人の目的・事業内容に照らして合理的な関連性・必要性が求められます。

貴社団の場合、「歯科医師であること」は目的・事業内容に照らして合理的な関連性・必要性があると考えられますが、「他の歯科医師会の会員であること」まで条件に付すことについて法人の目的・事業内容に合理的な関連性・必要性があるかは疑義が残ります。

Q：当法人は支部制を採っております。従来、支部活動に要した費用は支部交付金として支出していましたが、一般社団法人への移行を踏まえ、今後はそのすべてを当法人の事業費から支出する形式に変更したいと考えております。支部活動に要した費用の見積書、請求書、領収書等の証拠書類は、その原本をすべて支部から提出してもらわなければならないのでしょうか？

A：⇒支部からは交付金の使途明細を提出してもらえばよく、証拠書類までは提出してもらう必要はありません。

Q：当法人が設置する札幌歯科学院専門学校の継続事業として認めていただく具体的な理由付けとしては、どのような内容が求められるのでしょうか？

A：⇒継続事業として認められるためには現在の主務官庁に事業の公益性を認めてもらう必要がありますが、同窓会事業等以外は原則として継続事業と認める方向ですので特段新たな理由付けは必要ないと考えます。

Q：当法人が開設する口腔医療センター附属歯科診療所は、夜間救急歯科診療と、障がい者歯科診療を行っていますが、赤字会計のため行政より補助金を交付していただき運営しています。夜間救急診療と障がい者診療という性質を異にする診療事業を包括し、「口腔医療センター事業」として継続事業と成りうるかを検討してよろしいのでしょうか？

A：⇒事業区分をどうするかは貴社団の意志によって決定することができますので性質を異にする2つの診療事業を包括することを検討してもよろしいと考えます。

しかし、どのような区分にすれば公益目的支出計画の年数を短縮できるか等の視点からも事業区分を検討する必要があると考えております。

Q：当法人では、「役員退任慰労金規程」を設け、役員退任時に支給していますが、当該「役員退任慰労金」は将来発生すべき債務として、每期「（仮称）役員退任慰労引当金」として会計処理しなければならないのでしょうか？

A：⇒新公益法人会計（平成16年基準）では、社団法人にも退職給付会計を求めています。従って、原則として退職時に支払う役員退任慰労金についても毎期の見積額を会計処理する必要があります。

Q:当法人の職員には6月と12月に賞与を支給しています。賞与引当金を計上し、重要な会計方針として注記を記載する場合、現行の給与規程等に支給見込額基準が明示されていないときは、具体的に明示されるように規程等を改正しなければならないのでしょうか？

A:⇒賞与引当金は給与規程等に基づいて見積計上することになりますので、原則として支給見込額基準を用意しておく必要がありますので、規程等を改正するのが望ましいと考えます。

Q:重要な会計方針として、職員退職給付引当金の計上基準を注記する場合、退職金支給規程等が制定されていないといけないのでしょうか？

A:⇒退職金支給規程等を制定されていなければなりません。

Q:職員退職給付引当金は、期末による自己都合要支給額を計上すればよいのでしょうか？

A:⇒自己都合要支給額と年金資産の積立不足額を計上する必要があります。

Q:職員退職給付引当試算と職員退職給付引当金は、同額まで設定しなければならないのでしょうか？

A:⇒将来的に同額まで設定をしなければなりません。ただし、現在の引当金額と必要金額との差異は15年以内の一定の年数にわたって引当金に計上することも認められています。

Q:公益目的と認定されうる継続事業について。

公益目的と認定されうる継続事業は、公衆衛生、学術、医療管理、保健で、認められない事業は、総務、厚生といわれておりますが、一般にはこの解釈でよろしいでしょうか？

また、例えば、市民参加型ではない学術講演会や学会費、歯科助手講習会費、衛生士要請支援費、保険講習会費、従業員の永年勤続表彰費などは認定されると考えてよいでしょうか？

A:⇒上記の解釈で一概に正しいとは言えませし、例示についても一概に認定されるとは回答できません。

A:⇒公益目的か否かは各事業の詳細(目的・利益の享受者等)を基に判定をされるため、上記の情報だけでの回答は控えさせていただきます。

Q:公益目的と認定されうる寄付行為について

公益目的と認定されうる寄付行為についてですが、寄付行為、例えば赤い羽募金は認められると思いますが、具体的に、例えば、市町村のお祭り、一般社団法人の政治的寄付行為は認定されるでしょうか？認定基準についてお願いいたします。

A:⇒市町村のお祭り、一般社団法人の政治的寄付行為は公益目的とされる寄付行為には原則として該当いたしません。

A:⇒公益目的と認められる寄付行為は国・地方自治体・公益法人・学校法人等への寄付になります。

Q:公益目的に繰り入れ可能な管理費の割合、按分率の算定根拠について

公益目的に繰り入れ可能な管理費の割合、按分率の算定根拠について、管理費の公益目的支出の按分は、総事業費に対する継続事業費の割合と同等で良いのでしょうか？具体的に、例えば、専従した時間、使用した施設の面積、など、費用以外の基準があればご教授いただけないのでしょうか？

A:⇒按分率は総事業費に対する継続事業費の割合と同等ではいけません。按分率は費用の内容に照らして専従時間比、面積比を用いる必要があります。

Q:理事会構成員における外部監査、監査法人のあり方について

理事会構成員における外部監査、監査法人のあり方について、今の理事会の構成員、形態をそのままにしておいて、例えば、内部の監事は1名または2名のまま、それに加えて、外部監査は監査法人を1名入ればそれでよいという理解でよろしいのでしょうか？

A:⇒一般社団法人に理事の同一団体要件は付されておられません。従って、一般社団法人へ移行される場合は、理事構成は現状のままで構いませんし、負債総額が200億円未満であれば外部の監査人は必要ありません。